

On Women's Education in Nagano Prefecture during the Middle
Period of the Meiji Era

Noboru SHIMIZU

明治中期の長野県的女子教育の実態と背景
―『信濃教育会雑誌』・『信濃毎日新聞』を中心に―

清水 登

一 はじめに

明治の近代教育は明治五年の「学制序文」（高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖トモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事）《太政官布達》により始まり、そこには男女共通の教育、男女共学の理念が掲げられていた。

その後、自由民権運動に対抗しなければならぬといった国内の情勢に対応すべく儒教主義的教育内容の重視と教育の中央集権的統制の強化へと文教政策の方向転換が図られる^①。加えて女子の就学率の停滞に対する文部省および府県学事担当者からの要望を受け入れるかたちで^②明治十二年の「教育令」（凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス 但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ《第四十二条》）《太政官布告》により男女別学の方針が打ち出された。

明治二十四年の「学級編成等ニ関スル規則」（同学年ノ女兒ノ数ノ学級ヲ組織スルニ足ルトキハ該学年ノ男女学級ヲ別ツヘシ 但第一学年及第二学年ニ於テハ此限りニ有ラス《第二条》）、明治二十六年の「女子就学並裁縫教員に関する件」により更に男女別学が徹底されていくのである。

また、一、二年で必ずしも別学年にしなくてもよいとしている理由については、次のように述べられている。

「第一学年第二学年ニ於テ一旦之ヲ区別スルモ第三学年以上ニ至リテ一学級ヲ組織スヘキ同学年ノ女兒ノ数ヲ得ル能ハスシテ再ヒ男女児ヲ合併セサルヘカラサルカ如キコトア

ラハ初二箇年ノ間之ヲ区別スルモ其効甚タ少カルベキカナリ」

これは、低学年の間だけで学校を退学してしまう女子が多かった当時の実情から出た理由であるが、同規則の趣旨と希望する所は、「初学年ヨリ之ヲ区別シテ教授スルコト」であった。

さらに、一八九三（明治二十六）年の「女子就学並裁縫教員に関する件」（文部省訓令第八号）では、女子の就学率の向上と小学校における裁縫教育の充実が指示され、一八九七（明治三十）年の文部省訓令十二号では、小学校の男女別学級、さらに別学校化の促進と師範学校の拡張の際には男女別の師範学校を設立することなどが指示された。この訓令は男子小学校、女子小学校の設立や次章でみる師範学校女子部の分離独立と女子師範学校の新設を促す契機になった。

この後、一九〇〇（明治三十三年）年に出された小学校令施行規則第三十一条でも、尋常小学校の一、二年以外は原則として男女別学であることが明記されたが、この原則は第二次世界大戦後の一九四六（昭和二十一年）年一〇月九日に、国民学校令施行規則の一部改正によって、国民学校初等科の男女共学が原則として認められるまで続くことになる。（橋本紀子『男女共学制の史的研究』平成四年・大月書店・四十頁〔一〕は引用者）

本稿の目的は、国策として男女別学の推進が期待されていた明治中期における長野県下の女子教育の実態について概観することである。

二 明治期の長野県教育における男女に対する扱いについて

明治二十年代初期の長野県教育における男女に対する扱いについて教育専門雑誌を通して見てみよう。

男女教室ヲ別ニシテ教授上ノ便利アルニモ拘ハラズ書籍ニ拘泥シ女子ノ修身ニモ男子ト同ク常ニ忠臣義士等ノ説話ヲ以テスルアルヲ見ル不活用モ亦甚シカラスヤ女子ト雖トモ忠臣義士ノ譚必要ナラサルニ非ス然レトモ亦女子ハ自ラ女子ニ適当ノ事アリテ男子ト異ナル所ナカルヘカラス即チ他日賢母良妻トナルヘキ居家必要ノ教訓ハ勿論稍年長ノ生徒ハ家事経済育児法等ノ一端ヲモ知ラシメンコトヲ要ス（「子守教育及巡回教授ノコト」『信濃教育会雑誌』第二十六号・明治二十一年十一月）

教科によつては男女により教育内容を異にすべきであるとする主張である。

男女により教育内容を異にすべきとする主張が展開されているなかで次のような男女別学とは方向が異なる主張の論文が掲載され注目される。

小学期ニ於テ云フ所ノ尋常ノ業務ニ就クノ準備トハ凡ソ何ノ業務タルヲ問ハス普通一般ニ入用ナル知能ヲ与ルヲ云フ故ニ該学期ニ於ケル教育ハ殊ニ女子ニノミ必須ナル裁縫科等一二ヲ除クノ外ハ男女共ニ差異アルコトナシ然レトモ第二学期即チ中学期ニ至リテハ然ラス男女ノ間甚タシキ差異アリテ存ス何ゾヤ曰ク中学期ヲ卒リテ後男女各々執ルヘキ所ノ業務ハ則チ黑白ノ差異アリ（教育堂主人「女子教育思叢」『信濃教育会雑誌』第三十六号・明治二十二年九月）

小学校の初期においては普通教育を授ける段階であることから

男女の教育内容を別にする必要のないことを述べたものである。

明治三十年代になると、男女別学の主張は益々高まっていく。

夫レ女子ニハ女子タルノ職アリ男子ニハ男子タル務アリ各々其尽ス所異ナルハ当然ノコトナリ然ラバ教育ノ方法男女多少異ニスベキ必要アラン男女学級ヲ異ニスベシトノ文部省訓令ハ女子教育ニ対シ進歩ト云フベシ（唐澤俊一郎「女子教育研究ノ一端」『信濃教育会雑誌』第四百十三号・明治三十一年八月）

男女の教育内容が異なることから男女により学級編成を別にすべきであるとする提案であり、文部省における学級編成に対する方針を支持するものである。著者は論文の中で実験的試験（口問筆答）を実施し、「一 女子ハ国家的觀念ニ乏シキコト、二 女子ハ觀念活動ニ乏シ、三 自家平常ノ事情ニ注意シ広く社会ニ注目セズ、四 女子ハ眼前ノ美ヲ愛シ抽象的ニ乏シキコト」と結論付け、先述の提案をしているのである。

男女別学の主張や男女別学の積極的推進の必要性が高まるなかで、文部省の小学校における男女別学の考え方を退け、人間の普遍性を教育の基盤とする男女共学を積極的に導入しようとする提案がなされる。

文部当局者の方針はといへば、啻に学級を別にするのみならず、成るべくは、男子小学校、女子小学校といふ如く、男と女と、其学校をも別にすべしといふなり。

（中略）

第一に男女共学論は、其根柢を人間の普遍性に有するものなり。

（中略）

北澤定吉氏は、曩に信濃毎日新聞に於て、賢妻良母主義を評したりしが、其中に此普遍性と特異性とに就て論じ、我国従来女子教育は、其一方に偏したり特異性のみを見て、普遍

性を忘れたりと言へり。

(中略)

第二に男女共学論は、男子の女子に対する道を男子に知らしめ、女子の男子に対する道を女子に知らしめんとするものなり。夫社会は男女共住の社会なり。(村松民治郎「男女共学論」『信濃教育会雑誌』第百九十九号・明治三十六年四月)

三 明治期の長野県における女子の就学状況について

明治二十年代の長野県における女子の就学状況について教育専門雑誌を通し見てみよう。

故二第一着ニハ学齡ノ女子ヲシテ悉ク学ニ就カシメ悉ク穎智アル道徳アル才能アル将タ健康ナル体身アル婦人タラシメサルヘカラス縦ヒ悉クトハ行カストモ責メテハ七八部通りハ斯ク為ササル可カラサルニ我日本ノ今日ハ教育ノ尤普及ト進シタリト称セラルル我信州スラ思フ半分ニモ至ラサル也又悲シカラスヤ(「信州ノ高等女学校論」『信濃教育会雑誌』第四十二号・明治二十三年三月)

学齡期に達した女子の就学が停滞していることを指摘し、女子の中等教育の機会を保障するため高等女学校を設置することを提案したものである。

中以上ノ生計ヲナスモノハ子守女子ヲ雇入レ而シテ自分ノ女児ハ就学セシムルモ中以下ノモノニ至テハ自分ノ乳児ヲ子守セシメ甚シキニ至リテハ他家ヘ子守奉公ニ雇ハルアリ是レ此等ノ女児ハ生涯教育ヲ受クルコト能ハズ明治聖代ノ御代ニ生レ無教者トナル此不就学ノ女児成長ノ後チ他家ヘ嫁シ生徒ノ母トナルトキ家庭ノ教育ハ如何家庭教育不完全ナルトキハ学校ニ於テ如何ニ熱心ニ教鞭ヲ執ルト云ヘトモ其効果ヲ得ルコト能ザルハ必然ナリ是子守教育所設置ヲ希望スル所以ナリ

(中村多重「女子就学普及ニ付子守教育所設置ヲ希望ス」『信濃教育会雑誌』第百四十九号・明治三十二年二月)

明治三十年代初期、学齡期に達した女子の就学が停滞している原因の一つに子守奉公があるとし、その改善策として子守教育の設置について提案したものである。

明治二十七年七月には上伊那郡中沢尋常・高等小学校において「女子就学奨励法」が立案され、「本村不就学ノ多キハ重モニ女子ニアリ 故ニ本村教育ノ普及上進ヲ図ラント欲セハ女子就学奨励ノ方法ヲ設クルヲ以テ最モ急務ナリトス」とし、就学の時期を逸した女子のために「女子臨時変則生規定」を設けている^③。また明治三十一年三月四日告諭第一号で県は、学校教育の進歩に伴い家庭教育の改良が必要であるとし、「姑ク各小学校ニ適宜裁縫専修科ヲ附設シ、之ニ加フルニ修身及ビ家庭教育上必要ノ学科ヲ併置シ、尋常小学卒業若クハ学齡外ノ女子」を入学させるよう論達している^④。

明治三十年になると、次のような主張の論文が掲載され、女子の就学率を高めていこうとする運動が活発化していく。

去ぬる明治二十九年末の統計によれば学齡男女百中就学奈良県は八〇、二六にして全国第一位に居り夫より静岡、三重、宮城、滋賀、山口、岡山、京都、石川、神奈川、富山、と次第に下りて長野県は第十三位に在り七〇、八一の就学とそ然るに男子のみの就学は我県実に全国第一位にありて八八、一四なり島根の八七、三八之に次ぎ奈良の八六、五五又之に次ぐ又女子の就学は奈良県の七三、四九なるが全国第一位にして夫より逐次島根、京都、三重、岡山、神奈川、大阪、滋賀、宮城、山口、静岡、富山、栃木、石川、群馬、東京、広島、兵庫、を経て長野県は第十九位にあり僅か五一、七五の就学に過ぎず之を奈良県に比するに二一、七四一、の差あり(小笠原楠堂「通俗女子教育談」『其一』『信濃教育会雑誌』第百四十一号・明治三十一年六月)

明治二十九年の統計資料をもとに男子の就学率が全国一位であるのに対し女子の就学率が全国十九位に止まっていることを指摘し、女子の就学を拡大していく必要性について述べたものである。次の記事は女子の就学率が男子に比べ低迷していることを紹介したものである。

試に就学児童の数に徴するに、県下の男子就学生は昨年未の現在百人に対する部合八十九人、七七にして全国中一二の地位を占むれども、女子就学生は百人に対し五十四人、九九にして全国中十七番目に位せり。

〔本県の女子教育〕『信濃毎日新聞』明治三十一年十月十一日

また次の新聞記事は明治二十九年における統計資料を掲載しており、先に紹介した論文（「通俗女子教育談《其一》」中に引用されている内容（順位）とは異なり、二位が島根、静岡が七位となっている。

文部省第二十六年報を読みたるに本県の小学校就学生男子だけは殆んど全国第一位に居れども男女平均は第十二位なり。今一層女子教育を盛にする様工夫あらまほし

学齢就学百分率

二十八年には男女合計百分の六八、〇九にて第十三位に居り

二十九年には百分の七〇、八一にて第十三位に居り

三十年には百分の七二、九七にて第十三位に居り

三十一年には百分の七四、一七にて第十二位に居り

之を年に分ちて順序を排列するに左の如し

二十八年	二十九年	三十年	三十一年
宮城	奈良	奈良	奈良
奈良	島根	島根	島根
三重	三重	山口	滋賀

静岡	宮城	三重	山口
滋賀	滋賀	京都	三重
島根	山口	岡山	京都
石川	静岡	滋賀	富山
岡山	岡山	神奈川	岡山
京都	京都	富山	神奈川
富山	石川	石川	静岡
山口	神奈川	宮城	群馬
神奈川	富山	静岡	長野
長野	長野	長野	大阪

四 明治期における女子の教育内容について

明治期における女子に対する教育内容について教育専門雑誌、新聞を通して見てみよう。

女子ヲ教育スルニハ細長ク上方ニ発達セシムルヨリモ寧ロ基礎ヲ丈夫堅固ニスル様殊更ニ注意セサル可ラス言ヲ換ヘテ云ハハ未タ学ハサル所ヲ漫リニ教ヘ込ヨリモ既ニ学ビ得タル所ヲ十分ニ習熟セシメ万一中途廢学ノ後ト雖トモ実地ニ運用スルヲ得ヘカラシムヘシ（「子守教育及巡回教授ノコト」『信濃教育会雑誌』第二十六号・明治二十一年十一月）

女子の場合、学習内容は基礎的事項に精選する必要があること、学習を通し学習内容を知識としてより確かなものとする必要があること、獲得された知識については実生活に即し実践できるように教育上の工夫をする必要があることを指摘し、そのような女子教育の必要性について述べたものである。

其養育ノ有様ハト申サハ是亦大低ハ婦人ノ手ニ成リ婦人ノ膝

二長スル者テアリマシテ取分ケ感覺鋭敏ノ時期ニ於テ多数ヲ占メテ居リマスル夫レ故ニ自然ト婦人ノ言ヲ聞キ馴レ婦人ノ行ヲ見馴レ一カラ十マデ婦人ノ躰形ニ染リ己レ多少ノ遺伝ヤ多少ノ天賦ハ卒ニ婦人□エネルギーニ压制サレマシテ知ラス識ラス第二ノ天性ヲ造リ善悪邪正一ニ婦人ノ氣質ニ類似イタスコトハ之レヲ古今内外ノ歴史ニ徴スルモ明白ナルコトテ其之レニ感染致サヌ者ハ殆ント暁天ノ星ノ如キヲ懐ヘハ実ニ婦人ノ無文字無教育ホド頗フル危険ニシテ且不便不利ナリト云フコトハアリマセヌ

(中略)

修身科 日常ノ作法及良妻賢母トナルベキ一切ノ心得

読書科 平仮名綴 日用簿記 受取証 口上文 住所姓名

贈物上書ノルイ

珠算科 日用適切ノ四則

裁縫科 日常ノ衣類ニ関スル一切ノ事項

(前同人「女子就学ヲ増スノ方案」『信濃教育会雑誌』第八十九号・明治二十七年二月)

女子の場合、修身科においては日常の作法、良妻賢母になるための心得などが主要な内容とされており、更に子育てという女子が果たす役割の重要性について述べたものである。

明治三十年代になると、女子について子育てを天職とする主張が目立つようになる⁵⁾。

凡ソ其国民ヲ根本ヨリ形作ランニハ家庭教育ノ進歩ヲ謀ラザルベカラス家庭ノ教育ヲ充分ニセンニハ母タルモノノ教育ヲ盛ナラシメザルベカラス従来母タルベキ女子ハ母タルニ適当ナル教育ヲ受ケ女徳ヲ備ヘヨク我子女ヲ教養感化シ得ベキ資ヲ有セザルベカラス即家庭教育ノ主動者ハ女子ニアリテ将来ノ国民ヲ形成スル基礎ヲ立ツルモノハ家庭教育ニアリ故ニ將來確然動クナキ国民ヲ作ランニハ女子ノ教育ヲ普及ナラシメ以テ充全ニ近ツカシムルニアリ(赤羽長重「女子教育ニ対ス

ル所感」『信濃教育会雑誌』第百二十九号・明治三十年六月)

子育てを天職とする女子が果たす役割の重要性について指摘し、女子教育の更なる普及・徹底の必要性について述べたものである。

女子は社会国家に立ちて万般の業務を執ること能はざるもこれに関する普通の智識を有せざるべからず何となれば女子も社会国家の一民なり社会国家に関する普通の智識を具へざれば将来社会国家に立つ所の子女を教養しがたく夫を補佐しがたく従ひて男子より軽視されるればなり(小林要三郎「女子教育上の鄙見」『信濃教育会雑誌』第百四十二号・明治三十一年七月)

子育てを担当する女子が果たす役割の重要性に止まらず、国家の構成員としての女性が果たす役割の重要性について述べたものである。

皇祖天照太神、神宮皇后は何れも女性にましまししも尊しや、さるを儒仏二教の渡来後は次第に其の教に染みて女子を賤む風習の起れるぞうたてかりけるかくてはとも国家の繁栄は望み難かるべし、余輩の足らはぬ考にては女子は何故に劣れる者なるか解し得ぬなり

(中略)

(第二) 女子の本分

さらば女子の特色を發揮すべき本分とは何なるか言はでもしるし良妻賢母たるにあり(小笠原楠堂「通俗女子教育談」『其一』『信濃教育会雑誌』第百四十一号・明治三十一年六月)

女子が果たす役割の重要性について述べたものであり、日清戦争終了後、益々その傾向は強くなっていく。

要スルニ吾人ハ女子教育ニ向テ望ム所ハ第一念頭ニ国家的觀念ヲ据エ少クトモ古今ノ変遷、世界ノ形勢吾国ノ現状ニ関スル事情ト、愛見ノ未来ヲ定スヘキ見識トヲ与ヘンコトヲ希シ

テ止マザルナリ、彼単ニ男女其性状ヲ異ニスト謂ヘル単純ナル論鋒ヲ以テ教科書ヲ別ニシ、卑近ナル説話ヤ、女徳ノ養成ノミヲ以テ足レリトスルガ如キコトナキヲ望ムモノナリ（尾崎元連「女子教育上ノ管見」『信濃教育会雑誌』第百五十四号・明治三十二年七月）

女子が果たす役割（子育て）に期待すると同時に、従来の良妻賢母型の女子教育だけでは不十分であるとして「要スルニ女子トシテ望ム所ハ天職以外ニ工芸、技術、文科、理科、大要ヲ心得、夫ノ職業ニ同情ヲ寄スベキ知識ナカルベカラズト云フニアリ。」と指摘し、実社会に有用な技術、知識の習得についても期待すると述べているのである。

日清戦争終了後、就学統計について言及した次のような新聞記事が認められる。

顧みて本県下の女子教育を観る、吾人は其進歩の甚だ遅々たるに驚かざるを得ず、否、寧ろ進歩の兆なきを嘆かざるを得ず、吾人をして嘆声を発せしむるものは事実なり、乞ふ二十年度末の統計を見よ。

学齡児童		同上就学	
男	一〇三、七六八	男	七三、二二八
女	九四、一五八	女	三七、四二二
尋常科卒業者		高等科卒業者	
	一一、一〇三		一、三九四
	三、二〇三		一、二二八

即ち学齡の数は男女略ぼ其数を同ふするにも拘らず、女子就学の数は男子の半に過ぎず、而して尋常科卒業者は男子三分の一に及ばずして、高等科を卒業するものに至ては、男子の十一分の一にも及ばざる實際なり。

（中略）
纔に尋常科を卒業せしめたる位にて、父兄の任尽きたるものと思ふが如きは大なる誤りにて、苟も女子を持つ、少くとも

高等小学は卒へしめざるべからず及ぶくんば一步進んで高等の普通学を修めしむるを要す。（女子の高等普通学教育所は、現今無しと雖も、必要有り之を促すに於ては必ず設立を見ん）之父兄が其子に対する義務たるのみならず、国家に対する義務たる也。斯くして初めて良母出でん、国民教育の基礎立たん。（「県下の女子教育」『信濃毎日新聞』明治二十八年三月十二日）

右のような女子の就学率を高めていこうとする論調の背景にはどのような社会的状況があったのであろうか。
次の新聞記事は西園寺文相の教育方針について解説したものである。

西園寺文相の教育方針は本紙表面に掲出する如く、之を摘要すれば英語を普及せしめて実用に供すること、女子教育を盛んにして吾人の相続者たる英児を保育すること、修身科は治世の能臣たるべき伝記を加ふべし、例せば、魏徴の唐太宗に對して臣をして良臣たらしめよ、忠臣たらしむる勿れと云ひたる如き類なりとの三点に在り。

（中略）
如今人心の動もすれば、保守に流れんとする傾向を避け、務めて実用多き英語を普及せしめ、進んで世界的運動を為すに足る底の人物を養成することは、文部大臣の方針として、吾人其甚だ至当なるをみとめずんば非ず。（「西園寺文相の教育方針」『信濃毎日新聞』明治二十八年八月六日）

女子教育の推進ならびに女子に実社会に有用な技術、知識の習得を期待する背景には国家的要請があったものと推測されるのである。

先述した村松民治郎の論文（「男女共学論」）に登場する北澤定吉の「賢妻良母主義」について見てみよう。

今日のやうな時勢に何も『賢母良妻』なんて片苦しい名称を存する必要はないから、まつと適切な名を撰んで自己の主義を標榜したらどうだらう。人から誤解されぬ丈けでも其方がましではないか。僕は彼の『賢母良妻主義』を弁護する論者に此忠告を与へやうと思ふ。聞けば下平君は他の名目を撰んで自己の信ずる女子教育主義を述べ近刊の信濃教育会雑誌へ掲げることになつて居るとのことであるが、それは余の大に同意する所である。まして況んや如何に意義を拡充するも『賢母良妻』といふ以上は家庭に於ける女子の務を主位にとつて、社会に於ける女子の務、人としての女子の務はこれを客位におくといふ識は到底避くべからざるをや。差別の方面を偏重して、平等の方面を偏軽するの識は避く可らざるをや。家庭に於ける、社会に於ける、人としての務、三者の間に主従の關係をつけて、僅に其調和を謀るなぞは、十八世紀の考で、二十世紀の今日からは批評する値もない。要するに賢母良妻主義も亦盾の一面を見て、他の一面を見ない考である。(北澤定吉「賢母良妻主義(五)」『信濃毎日新聞』明治三十六年三月九日)

家庭における女子の努めを重視し、社会における女子の努めならびに人としての女子の務めを軽視するといった「賢母良妻主義」(良妻賢母主義)が持つ弊害について述べたものである。論文に引用されている下平末蔵の「良妻賢母主義」について見てみよう⁶⁾。

又女子教育を広義に解すれば尋常一学年の女兒を教育するも亦女子教育なれども此年齢より特に男子と區別して妻母たる教育を施すが如き愚をなすものなるべし。総じて男女の特質の著しく顯はるるは十三四歳以上にありそれ以前に於ては男女の教育にさまで格段の區別を立つる必要なし。

(下平末蔵「良妻賢母主義に就て(三)」『信濃毎日新聞』明治三十六年二月十三日)

下平は女子教育を広義に解釈し十三四歳以前においては男子と區別し女子に良妻賢母教育を施す必要がないとしている。北澤は下平の「良妻賢母主義」について次のように解説している。

賢母良妻たる為には先よき人たるを要すといふ前提から出立して、C(筆者注、女子に対する特殊なる教育)を第一位に置き、B(筆者注、男女に共通する普通教育・人としての教育)を第二位に置いて、BをCに依属させやうと試みて居ります。下平君の説は確か此立場を採つて居られたかと思ひます。若し強いて『賢母良妻』の名を保存する必要があるならば、此の立場を採る外はないので、(中略)下平君のやうにC+Bの全体を其中に込めて貰ひたい。『賢母良妻主義』を狭義に解したら、この主義程女子教育を害するものはなからうと思ふ。

(北澤定吉「賢母良妻主義(四)」『信濃毎日新聞』明治三十六年三月八日)

下平の女子教育(良妻賢母)の考え方を妥当なものとして支持しているのである。

五 まとめ

明治の教育専門雑誌、新聞を通し明治中期における長野県の女子教育の実態とその背景について概観してみた。

明治二十年代においては男女の教育内容の違いから男女別学を目指すべきであるとする考え方が主流であり、文部省もそのような方針を示していた。小学校の初期においては普通教育を授ける段階であり、男女別学にする必要はないとする主張も認められた。また女子の就学を促すため高等女学校設置の提案がなされ、明治三十年代になると、子守教育所設置の提案もなされている。

日清戦争終了後の明治三十年代になると、女子の就学率向上の動きは益々活発化していく。女子に対しては良妻賢母としての教育と同時に国家の構成員としての役割を担う教育が課されるよう

になつていく。

以上のように、明治中期の長野県における女子教育については、女子の就学率を高めることによって県全体の就学率の上昇を企図する論説が盛んに行われ、それが実現されていくなかで、形態・内容としては男女別学的な教育の推進が期待されていたという実態が明らかとなった。そのような時代背景のなかで男女に共通する普通教育（人としての教育）を基調とする女子教育の推進について提案していた下平末蔵、北澤定吉、村松民治郎の先進性は注目に値すべきものである。今後はこの三者の議論に注目し、長野県における女子教育についての議論の状況について検討したい。

注

- ① 橋本紀子『男女共学制の史的研究』（平成四年・大月書店・三十七頁）
- ② 秋枝蕭子「教育令及び改正教育令発布前後の女子教育―文部省日誌及び年報を中心とした検討―」（『文芸と思想』昭和三十五年・百六十七頁）
- ③ 『長野県教育史第十一巻資料編五』（昭和五十一年・長野県教育史刊行会・六百四十五頁）
- ④ 『長野県教育史第二巻総説編二』（昭和五十六年・長野県教育史刊行会・六十五頁）
- ⑤ 木下比呂美「明治期における育児天職論と女子教育」（『教育学研究』第四十九巻第三号・昭和五十七年・二十五頁）
- ⑥ 下平は当時、上田高等女学校校長を務めており、「良妻賢母に就て（一）」～「良妻賢母に就て（三）」と題する論文を『信濃毎日新聞』明治三十六年二月十一日、二月十二日、二月十三日の紙面に連載している。

（長野県短期大学 多文化コミュニケーション学科 日本語日本文化専攻）
〒380-8525 長野県長野市三輪8-49-7